

市第 68 号議案「横浜市営住宅条例

及び横浜市改良住宅条例の一部改正」について

暴力団員排除の取り組みについて、より実効性を持たせるとともに、横浜市としての姿勢をより明確にするため、条例改正します。

1 経緯

平成 19 年 4 月 20 日に東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による発砲・立てこもり事件が発生したことを受けて、暴力団排除について、平成 19 年 6 月 1 日付けで国土交通省住宅局長から、「公営住宅における暴力団排除について」という通知がありました。この通知は、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示すとともに、事業主体（区市町村）において実施に向けた諸問題を慎重に検討のうえ、必要に応じて条例化しても差し支えないというものです。

そこで 19 年 10 月募集から、新規入居者の申込資格に暴力団員でないことを加えました。また、市営住宅入居者選考審議会答申においても、「暴力団排除について条例化をするように」との附帯意見が附されました。

2 改正の意義

- ① 暴力団員には毅然たる態度で臨むという横浜市としての姿勢をより明確にできる。
- ② 既に入居している居住者の中に暴力団員がいた場合にも、排除の対象にできる。

3 改正案の要旨

① 入居者資格の制限

入居者資格に「暴力団員でないこと」を追加

② 同居承認、入居承継の制限

同居承認及び入居承継の資格に「暴力団員でないこと」を追加

③ 明渡請求

明渡請求原因に「暴力団員であることが判明したとき」を追加

④ 警察への協力依頼

市長が必要と認める場合、入居しようとする者等が暴力団員であるか否かについて関係機関に対し情報を提供し、情報の提供を求め、その他必要な協力を求めることができる規定を追加

4 施行時期

この条例は、公布の日から施行します。